

議 事 録

会 議 名	平成24年 第10回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成24年10月24日(水)午後2時00分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 本庁舎3階 議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男      会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務      2番 石塚雄司 3番 楠谷 稔 5番 藤井 彰      7番 木村長茂		合計7名
欠席委員	4番 石黒 明		
農業委員会事務局	事務局長：中嶋利弥      副主幹：原田健伸      主任主事：原田智香		
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第3 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第4 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成24年第10回定例総会を開会いたします。          欠席委員は、4番石黒委員1名です。          出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。          本日の議事録署名人に、1番栗田委員と2番石塚委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。          初めに、日程第1、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号36号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号36号を朗読)          当案件は、譲渡人、これは親子の共有名義ですが、その二人から娘夫婦、孫夫婦にもなりますが、その分家住宅としての転用です。当該地は、位置図にありますとおり寒川東中学校の東側にある農地です。この辺りは農業振興地域農用地区域ですが、この2筆に関しましては、5月の定例総会において審議されましたように、農家分家住宅建築ということで近隣農地等に大きな影響はない旨を意見書として回答し、農用地指定除外を行っております。農地転用に際し、北側の農地との境界にコンクリートの擁壁を新設することです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、いわゆる「その他2種」の農地にあたり、当該申請に係る事業の目的を達成するために、当該地に代えて周辺の他の土地を供することはできませんので問題はありません。また、一般基準における各号には該当せず、個別基準といたしましては、その他の住宅ということで500㎡を超えていないこと、さらに、市街化区域に農地を有しておらず、譲受人は現に住宅を有していないことから問題はありません。なお、都市計画法による開発許可申請については提出済みでありますことを確認しております。</p> <p>会 長：続いて、地区担当の木村委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7 番：この前の日曜日に現地を見に行きました。現状でも問題なく土留めがされていて、草が少し生えていましたが、特に問題はないと思います。</p>		

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号36号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

次に、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号37号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号37号を朗読)

当該地につきましては、この畑の所有者が以前から耕作ができず、耕作放棄地となっており、一度は通知により草刈りを行っていたのですが、今年度になり草がかなり茂って、不法投棄もあるようでした。本人からは以前から貸したいということで相談を受けていたのですが、丁度北側の畑の耕作者から農地を増やしたい旨の相談を受け、双方了承のうえ、申し出に至ったということです。借り手は、これまでも叔父の農地等も耕作して露地野菜を栽培し、ご夫婦二人で述べ従事日数は600日、トラクター、マルチャー等大型機械も所有し、問題ないかと思われます。

会 長：続いて、地区担当の石塚委員から、補足説明がありましたらお願いします。

2 番：ここは蔓草がかなり生えていてどうしようもなかったのですが、先日草を刈ってあって、不法投棄のゴミもあったようですが、きれいになっておりました。この貸借はきれいにしないとできないものなのですか。

事務局：いえ、今回の件は、お願いして借り手の方が草を刈り、不法投棄のゴミも処分したとのことでした。

2 番：わかりました。現地は特に問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号37号は原案のとおり決定通知書を寒川町長へ送付することに決定いたします。

次に、日程第3、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号79号の1件、日程第4、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号80号から82号の3件、日程第5、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号83号の1件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告番号79～83号を朗読)

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。

最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

(特になし)

会 長：では、以上をもって、平成24年第10回寒川町農業委員会定例総会を

	閉会いたします。
資 料	1. 平成24年第10回定例総会議案及び位置図

議事録署名人（1番） 栗 田 務 議事録署名人（2番） 石 塚 雄 司

本議事録は、平成24年11月27日、承認・署名を得て確定しました。